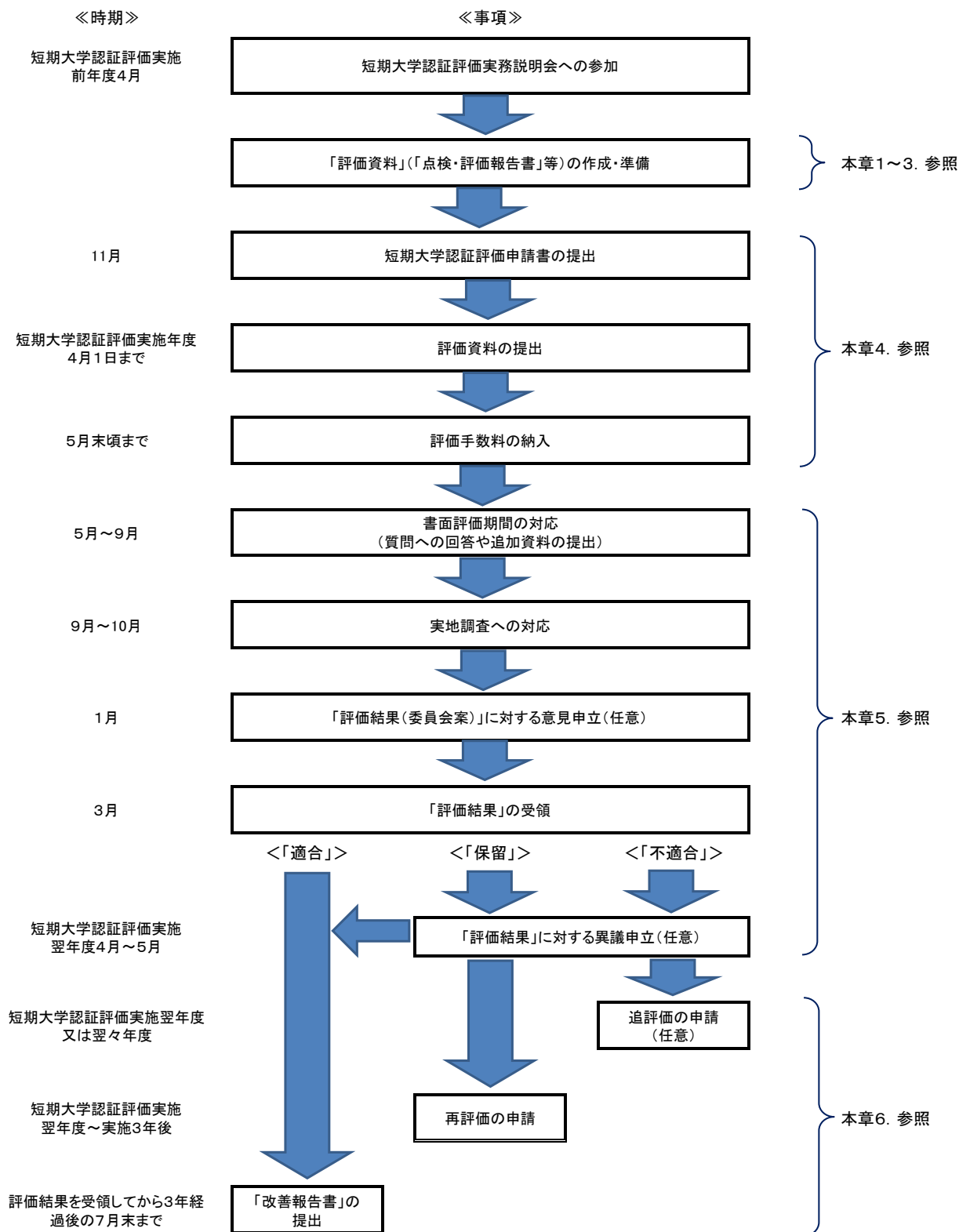


Ⅱ. 短期大学による対応

《図Ⅱ－１ 短期大学による対応プロセス》



1. 短期大学認証評価における自己点検・評価の考え方

「短期大学基準」では、内部質保証について、「PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを短期大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」と定義しています（資料1「「短期大学基準」及びその解説」（「2 内部質保証について」）参照）。同基準では、PDCAを言い換えて「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上」とも言っていますが、自己点検・評価は、ここで言われる「C」あるいは「検証」にあたるものであり、内部質保証システムの重要な要素の一つに位置付けられています。自己点検・評価を実施するにあたっては、短期大学及び短期大学教育の改善・向上並びに社会に対する説明責任の履行の観点から、客観的かつ公正に、誠実性を持って取り組むことが極めて重要です。

このように実施される自己点検・評価のうち、短期大学認証評価において特に焦点があてられるのは、「全学的観点」から行う自己点検・評価です。以下では、まず「短期大学基準」、「点検・評価項目」及び「評価の視点」について説明したうえで、自己点検・評価の考え方、特に、全学的観点から行う自己点検・評価の考え方を説明します。

（1）「短期大学基準」に基づく自己点検・評価

1) 「短期大学基準」

本協会の実施する短期大学認証評価は、短期大学が本協会の設定する「短期大学基準」に適合しているか否かを判定するものです。「短期大学基準」は「基準」とその「解説」から成りますが、大綱的な内容の「基準」に対し、「解説」では具体的な内容が記述されています。

なお、この「短期大学基準」は、各短期大学の理念・目的の実現に向けた改善・向上のための指針として機能することを期待した幅のある内容となっており、基準の内容を踏まえてどのように教育活動等に取り組むかは各短期大学に委ねられています。したがって、自己点検・評価にあたって各短期大学は、「短期大学基準」の内容を踏まえ、自らの具体的な状況に即して対応していくことが求められます。

2) 「点検・評価項目」

「点検・評価項目」は、「短期大学基準」をもとに、短期大学が自己点検・評価を行うための枠組みとして本協会が設定したものです。

「短期大学基準」を構成する10の基準ごとに複数の項目から成っていますが、それらは、順に方針の設定に関するものから始まり、方針に基づく取り組み、自己点検・評価と改善・向上に関する項目へと連続し、つながりあって設定されています。したがって、項目ごとの内容だけでなく、項目相互の関係性に注意することも重要です。

ただし、本協会で設定する10の基準ごとに、方針が設定され、自己点検・評価のシステムを整備しな

ければならないというものではありません。取り組みを行う上での基本的な考え方(方針等)を明確にし、それを踏まえた取り組みについては何らかの体制、手続で適切性を検証する自己点検・評価が行われ、必要な改善・向上が伴わなければならないことを意味しています。

また、「点検・評価項目」は「短期大学基準」に基づいて定められていることから、「点検・評価項目」に沿って自己点検・評価する際は、「短期大学基準」の趣旨を十分に踏まえ各短期大学の具体的な状況を自己点検・評価する必要があります。

《図Ⅱ－２ 「点検・評価項目」(例：基準４)》

方針	① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
取り組み	② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。 ③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。 ④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。 ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
自己点検・向上・評価	⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。 ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

３）「評価の視点」

教育活動等を短期大学全体の観点から総括し、長所や問題点を浮かび上がらせていく自己点検・評価の作業は、具体的な状況に即した作業であり、一律の視点や方法によってのみ行うものではありません。したがって、「点検・評価項目」に沿って自己点検・評価を行うとしても、汎用的・大綱的な表現をとった「点検・評価項目」をそれぞれの短期大学の状況や特性に応じて読み込み、評価のポイントを具体的に明らかにしていくことが重要となります。

この一環として、評価のポイントを「評価の視点」として設定することも有効です。例えば、「適切に行っているか」とあるものについて、それぞれの短期大学の状況に鑑みたときに、「適切」を何によって判断できるか検討し、それを「評価の視点」として明確にすることが考えられます。このような自己点検・評価を行うことで、より実質的な自己点検・評価となることが期待されます。

なお、「評価の視点」を具体化する際の参考として、「評価の視点」の例を示しています(資料２「「点検・評価項目」及び「評価の視点(参考資料)」参照)。ただし、本協会が参考として提示する「評価の視点」は、「短期大学基準」の基本的な内容をもとに示したものであり、これを利用する場合は、各短期大学の組織形態や取り組む内容等にあわせて調整してください。

（２）全学的観点から実施する自己点検・評価

本協会が求める「全学的観点から実施する自己点検・評価」とは、各学科・専攻科が行う自己点検・評価を単に集約することではありません。各学科・専攻科が自己点検・評価を行うことを前提としながら、それを踏まえ、たうで短期大学として全学の現状を総括し、優れた点や問題点を整理し、将来に向けた方策を見定めるプロセスを意味しています。

教育活動等を具体的に担っているのはそれぞれの学科・専攻科であり、学科・専攻科が自らの活動について自己点検・評価を行うことは重要ですが、それだけでは十分ではありません。各学科・専攻科におけるPDCAと全学内部質保証推進組織における全学的なPDCAが有機的に結び付いた内部質保証システム（図Ⅰ－２「全学内部質保証推進組織を中心とした内部質保証システムのイメージ」参照）を機能させるためには、教育活動の企画・設計において、全学と学科・専攻科が役割分担することや、実際の教育活動において学科・専攻科の取り組みに全学的な助言・支援を行っていくことと同様に、その自己点検・評価やその後の改善・向上の取り組みについても、学科・専攻科がそれぞれに取り組むだけでなく、短期大学として必要な措置を取っていくことが重要になります。

（３）具体的な自己点検・評価の考え方

以上を踏まえ、実際に自己点検・評価する際の考え方を、基準４「教育課程・学習成果」を取り上げながら説明します。

この基準４「教育課程・学習成果」は、具体的な教育課程や教育方法等を扱うものであるため、10の基準のなかでも、特に、学科・専攻科が自己点検・評価をそれぞれ行い、それを寄せ集めればよいと捉えられがちです。しかし、先に述べたように、ここでは、各学科・専攻科による自己点検・評価をもとに、短期大学として現状を捉え、長所や問題点を整理し、さらに、将来に向けた方策を見定めるという段階を経る必要があります。

例えば、基準４の「点検・評価項目」①は、学位授与方針の設定と公表について自己点検・評価することを求めています。しかし、「A学科の学位授与方針は〇〇〇〇である、B学科は…」と現状を連ねてもそれだけでは全学的観点から自己点検・評価したことになりません。各学科・専攻科の自己点検・評価のうえに、例えば、全学的な基本方針に沿って学位授与方針が適切に設定できているか※、学習成果の設定において、その内容が不明確である学科・専攻科はないかなどを具体的なポイントとして自己点検・評価することが求められます。

また、基準４の「点検・評価項目」③～⑥、つまり方針に基づく取り組みに対する自己点検・評価についても注意が必要です。ここにおいて、教育課程の体系性や学習活性化のための各学科・専攻科の取り組

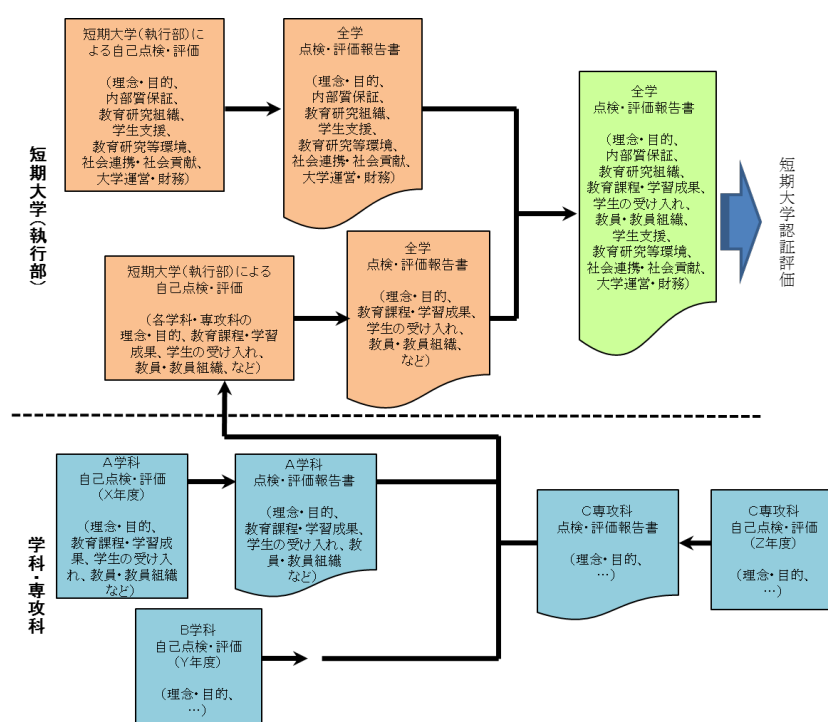
※ いわゆる「3つの方針」を策定するための全学的な基本方針を定める必要があることは、「短期大学基準」の基準２「内部質保証」において述べられています。

みが何であるかを単に一覧するだけでは不十分です。全学的に見て教育活動は適切に行われているか、教育活動を展開する中で課題を抱える学科・専攻科はないかを確認すること、その上で課題があるとすれば、各学科・専攻科は改善に向けた計画等を明確にしているか、短期大学としてどのような助言や支援を行っているかを確認することなどが必要となります。このような自己点検・評価を行うことは、それ自体が全学的な教学マネジメントのひとつということができます。

（４）各学科・専攻科単位の自己点検・評価

全学的観点から行う自己点検・評価が短期大学認証評価における主な焦点になるとはいえ、それは各学科・専攻科単位の自己点検・評価を不要とする意味でないことは、あらためて指摘しておかなければなりません。それらの自己点検・評価はもとより重要であり、むしろ各学科・専攻科単位で自己点検・評価する前提があつて、全学的観点で行う自己点検・評価の意義が成り立ちます。

《図Ⅱ－３ 自己点検・評価プロセスのイメージ》



両者は、その目的と対象とが異なっていると理解するのが適当です（図Ⅱ－３「自己点検・評価プロセスのイメージ」参照）。学科・専攻科単位で行う自己点検・評価の対象は、それらにおける教育プログラムであり、学習成果等に照らしてそれぞれの教育の有効性を検証することが目的です。「短期大学基準」の基準でいえば、基準1「理念・目的」、基準4「教育課程・学習成果」、基準5「学生の受け入れ」及び基準6「教員・教員組織」が学科・専攻科における自己点検・評価の中心になると言えます。全学的観

点から行う自己点検・評価は、こうした学科・専攻科の自己点検・評価を踏まえ、全学的に状況を整理するとともに、短期大学横断的な事項について自己点検・評価することが役割となります。

なお、それぞれの教育の有効性を検証するにあたっては、客観性を高めるために外部の参照基準を活用したり、外部者の目を取り入れるなど工夫をすることが重要です。また、各学科・専攻科における教育プログラムは、様々な授業科目やそこでの各教員による教育活動などの取り組みによって成り立っているものです。したがって、こうした授業科目などのレベルでも自己点検・評価を行っていく重要性にも留意すべきです。

(5) 自己点検・評価の実施における留意点

短期大学全体の観点から自己点検・評価するに先立って、学科・専攻科ごとの自己点検・評価を行う場合に、全ての学科・専攻科について同時に自己点検・評価することは必ずしも現実的ではない場合もあります。その他、年度ごとにテーマを限って自己点検・評価を実施することも考えられてよいでしょう。どのような形態をとるにしても、各学科・専攻科の状況を適切に捉え、短期大学全体として将来に向けた方策を見定めていくということが重要です。

また、全ての短期大学において、学科・専攻科単位の自己点検・評価をもとにし、その上で短期大学全体の観点から自己点検・評価を行うという方法が妥当とは言えない場合もあります。例えば、1学科のみを設置する短期大学において、学科と短期大学全体の自己点検・評価を段階的に実施したとしても、自己点検・評価の実施者や視点が重なり合い、実質的には同じ自己点検・評価を繰り返すだけになることが考えられます。先に述べたことの要点は、ある特定の学科・専攻科の教育活動に携わる者のみが自己点検・評価するのではなく、必ず短期大学の執行部等も関与して自己点検・評価し、学内の全ての活動に短期大学全体として責任を持つということにあります。したがって、この点が担保されるのであれば、単科の短期大学等の場合において、学科・専攻科の自己点検・評価と短期大学全体の観点からの自己点検・評価を別を実施するのではなく、総合的に行うことが適当な場合も考えられます。このように、短期大学の組織規模、特性等を踏まえながら、自己点検・評価が最も実質化する方法をとることが求められます。

2. 「点検・評価報告書」及び「評定一覧表」の作成

以下では、「点検・評価報告書」及び「評定一覧表」の具体的な作成方法について説明します。

なお、全学的観点から「点検・評価報告書」を作成するにあたっては、短期大学認証評価実施前年度の全学科・専攻科（通信教育課程、共同教育課程、国際連携教育課程を含む。また、完成年度に達していないものや、学生募集を停止したものを含む。）が対象となります。

（１）「点検・評価報告書」の構成

- ・ 「点検・評価報告書」は「序章」「本章」「終章」の３部構成としてください。
- ・ 「序章」は、「本章」への導入部です。前回の短期大学認証評価を受けてから、どのような改善・向上に向けた取り組みを行ったか、その活動の概要を中心に記述してください。
- ・ 「本章」は、具体的な現状の結果を記述する「点検・評価報告書」の中心となる部分です。本協会が定める10の「短期大学基準」に沿って章立てしてください。ただし、第10章「大学運営・財務」については、第1節「大学運営」と第2節「財務」に分け記述します。
- ・ 「終章」は、全体のまとめに当たる部分です。「本章」を踏まえた全体の総括、今後の展望等を記述してください。
- ・ 「序章」及び「終章」については、「はじめに」や「おわりに」など、短期大学独自の見出し表記としても構いませんが、「本章」は必ず「短期大学基準」のとおりとしてください。また、必ず目次を付けてください。

《図Ⅱ－４ 「点検・評価報告書」目次例》

目 次	
序章	○
第1章 理念・目的	○
第2章 内部質保証	○
第3章 教育研究組織	○
第4章 教育課程・学習成果	○
第5章 学生の受け入れ	○
第6章 教員・教員組織	○
第7章 学生支援	○
第8章 教育研究等環境	○
第9章 社会連携・社会貢献	○
第10章 大学運営・財務	○
第1節 大学運営	○
第2節 財務	○
終章	○

(2) 「本章」の内容

「本章」は、「現状説明」「長所・特色」「問題点」及び「全体のまとめ」の4項目で構成してください。なお、各項目において記述すべき内容や記述する際の留意点は以下のとおりです。

1) 「現状説明」

①記述方法（体裁）

- ・ 「点検・評価項目」ごとに記述してください（「評価の視点」ごとに記述する場合、記述内容が細分化され、「点検・評価項目」で問われている内容が見えにくくなる恐れや、記述の重複などが起こりやすくなるため、推奨できません）。
- ・ 「点検・評価項目」ごとに、自己点検・評価する際に用いた「評価の視点」を示してください。

②記述内容

- ・ 「点検・評価項目」ごとに、取り組みの現状についてその有効性や適切性の判断とともに記述してください。なお、各「点検・評価項目」において求められている内容を正しく理解するためには、適宜「短期大学基準」に立ち返り、その「解説」を読み込むことが重要です。
- ・ 全ての「点検・評価項目」において、全学的観点から自己点検・評価した結果を記述してください（「Ⅱ. 1. 短期大学認証評価における自己点検・評価の考え方」参照）。また、全学的な記述の裏付けとして、学科・専攻科の具体的な状況を、具体例として示してください。例の適切な取り上げ方は内容によりますが、例えば「教育課程の体系性」という内容であれば、専攻科のそれは、一般の学科のそれと異なる意味のものであることもあるので、その場合は、学科・専攻科それぞれに応じた例が必要です。一方で、どの学科・専攻科に関係なく全学的に統一的な方針のもとに行っていることであれば、いずれか任意のものが例となれば十分です。また、微視的になりすぎないことが重要であり、例えば、教育課程に関して説明する場合であっても、開講科目を全て列記するような詳細さは不要です。

③その他

- ・ 法令その他の基礎的な要件の充足状況については、「基礎要件確認シート」を活用し、簡潔に記述することができます。基礎要件を充足している場合は、状況を概略として簡潔に記述し、またその根拠となる資料名（「基礎要件確認シート」で示した資料名）を併記してください。これに対し、基礎要件を充足していないなど詳しい状況説明が必要な場合には、それに応じた具体的な記述が必要となります。
- ・ 基準2「内部質保証」の「点検・評価項目」③のなかで、認証評価等で指摘された改善点について改善状況を記述する必要があります。記述が必要となるのは、具体的に下記の場合です。
 - a. 前回本協会の認証評価を受けた短期大学で、その後「改善報告書」によって改善状況を報告した事項に本協会から再度報告を求められた場合。

- b. 前回本協会の認証評価を受けた短期大学で、再評価又は追評価の結果、「是正勧告」※が提言された場合。
- c. 前回の認証評価が本協会以外だった短期大学で、本協会の「是正勧告」に相当する指摘がなされた場合。
- d. 文部科学省の設置計画履行状況等調査において、「警告」、「是正意見」、「改善意見」又は「留意事項」が付された場合。

上記何れかにあたる場合、短期大学としてどのように受け止め取り組んだかといった全体的な状況と、それぞれの問題事項の改善状況を記述してください。なお、問題事項ごとの記述について、事項数によっては記述量が大きくなるため、別紙とすることも可能です。

- ・ 目的や方針の設定・明示に関する「点検・評価項目」では、それらの内容を具体的に記述して下さい。なお、短期大学全体として目的や方針を定めている場合は、その内容を記述すればよいですが、学科・専攻科ごとに目的や方針が異なり多数存在する場合は、共通する要素など全体の概要の記述にとどめ、具体的な内容は根拠資料を参照させるようにしてください。
- ・ 具体的な取り組みに関する「点検・評価項目」では、方針と取り組み内容との関連性が明確になるよう記述してください。
- ・ 自己点検・評価、改善・向上に関する「点検・評価項目」では、その体制や手続を明らかにし、全学内部質保証推進組織がどのような役割を果たしているのかなど、基準2「内部質保証」に関する「点検・評価報告書」の記述内容との連関に留意しながら記述してください。また、自己点検・評価の実施実績や、改善・向上に向けて取り組んだ実例などにも触れてください。

2) 「長所・特色」

①記述方法（体裁）

- ・ 基準ごとに「現状説明」を踏まえて、短期大学として特に取り上げるべき「長所・特色」を記述してください。特に該当するものがない場合は、「なし」と記述してください。

②記述内容

- ・ 下記の何れかに当たるものを記述してください。
 - a. 理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる（期待できる）もの
 - b. わが国の高等教育において先駆性又は独自性のある事項であり、有意な成果が見られる（期待できる）もの

※ 平成31年度までに認証評価を受けた短期大学の再評価又は追評価においては「改善勧告」。

- ・ 今後さらに発展・向上させていく具体的な計画や、取り組むべき課題などがあれば、それについてもあわせて記述してください。

③その他

- ・ どのような成果があったのか、またはどのような成果が今後期待できるのかを、根拠を示しながら具体的に記述してください。

3) 「問題点」

①記述方法（体裁）

- ・ 基準ごとに「現状説明」を踏まえて、浮かび上がった問題点を記述してください。特に該当するものがない場合は、「なし」と記述してください。

②記述内容

- ・ 下記の何れかに当たるものを記述してください。
 - a. 基礎要件の充足に関する問題又は短期大学としてふさわしい水準を確保するうえでの問題
 - b. 理念・目的を実現するうえでの問題
- ・ 今後改善していく具体的な計画（すでに実施している場合はその進捗状況も含めて）があれば、それについてもあわせて記述してください。

③その他

- ・ 改善を要すると判断した理由や根拠を示しながら具体的に記述してください。

4) 「全体のまとめ」

①記述方法（体裁）

- ・ 基準ごとに「現状説明」、「長所・特色」及び「問題点」を踏まえて記述してください。

②記述内容

- ・ 当該基準の全体を振り返り、「短期大学基準」を充足しているか、つまり、方針を適切に設定し、方針に沿って活動に取り組み、検証を通じて改善・向上につなげていく一連のプロセスが適切に実施できているかを点検し、記述してください。
- ・ さらなる改善・向上に向け、基準全体の観点から、今後の取り組みの方向性や、具体的な将来計画または将来に向けた現時点での検討内容などを記述してください。

③その他

- ・ 記述内容は、「評定一覧表」（作成方法は後述）と齟齬がないよう留意してください。なお、評定に言及しながら記述する必要はありません。

《図Ⅱ-5 「点検・評価報告書」本文構成例》

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか

評価の視点 1：全学的な基本方針の設定

評価の視点2：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

全学的な基本方針を「〇〇〇〇」と定め、学科・専攻科単位では、これに基づいて、「〇〇能力」「〇〇性」の各要素からなるように、それぞれ具体的に定めている（資料 1-3、資料 4-1）。・・・。

以上、学習成果の内容は明確であり、また誰もが容易に参照できる方法で公表していることから、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

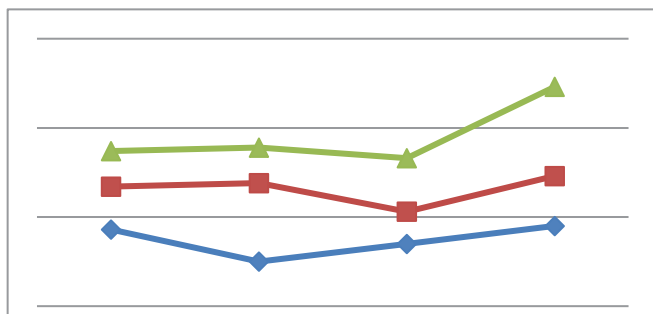
点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわし
い授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

■
■
■

各学科・専攻科の教育課程は、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づいて概ね適切に編成されている。すなわち、全学的な基本方針を「〇〇〇〇」と定めていることを踏まえ、初年次に〇〇〇〇を行うこととしているが、例えばA学科においては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇としてこれを具体化している（資料4-8）。・・・

〇〇〇〇〇〇している。しかし、〇〇の実績には各専攻科で差が生じており、低調な専攻科については、さらなる促進策が必要など課題が残っている（下図参照）。



自己点検・評価時に使用した「評価の視点」を記述してください。

方針等は、その内容が「点検・評価報告書」やその他の評価資料から具体的に分かるようにしてください。

「現状説明」は、すべての「点検・評価項目」について、「点検・評価項目」単位で記述してください。

同一の枠組みや考えのもとで行われるものについては、代表的な学科・専攻科の具体的な取り組みを取り上げて説明してください。

学科・専攻科ごとに差が生じている事項やそれぞれ固有の現状にある事項については、一覧化又は図表等を活用して、全学的観点から捉えた学科・専攻科全体の現状の概略を簡潔に記すようにしてください。

評価の視点 1 : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

```
graph LR; A[全学内部質保証推進委員会] --- B[〇〇委員会]; B --- C[A学科  
□□委員会]; B --- D[B学科  
□□委員会]; B --- E[C専攻科  
□□委員会];
```

(2) 長所・特色

- ### (3) 問題点

- #### (4) 全体のまとめ

「全体のまとめ」の内容は、「点検・評価報告書」とともに提出する「**評価一覧表**」における評価と齟齬がないようにしてください。

根拠資料の示し方は、
「Ⅱ. 3. その他の評価
資料の準備」を参照して
ください。

(3) 「点検・評価報告書」の作成における留意点

① 適切な根拠の明示

「点検・評価報告書」は、第三者が納得できる適切な根拠に基づくものであってはじめて十分なものと言えます。そのため、直接的に根拠となる適切な資料を示すことや、「点検・評価報告書」の各箇所や提出する各資料間で、記述内容や引用する数値に矛盾がないことに留意してください（「点検・評価報告書」における根拠資料の示し方については、「Ⅱ. 3. その他の評価資料の準備」参照）。

② 分かりやすい記述

「点検・評価報告書」の内容は、第三者にも分かりやすい内容となるように努めてください。また、事実の正確な記述を心掛けるとともに、学内で固有に使用されている用語については注を付すなどの工夫が求められます。

③ 「本文」における独自の章の追加

本協会が設定する「短期大学基準」に基づく 10 章のほかに、独自の章を追加することが可能です。独自の章を追加することができるのは以下の場合です。

㉞ 特色ある取り組みについて、本協会が「オプション項目」※として設定する「点検・評価項目」によって点検・評価した場合

㉟ ㉞以外で、既定の 10 章ではカバーしきれない任意の内容を点検・評価した場合

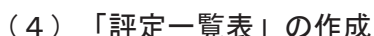
㉞の場合、「短期大学基準」に基づく 10 章ですでに触れた内容を再度取り上げることも可能です。その際には、「実施状況」、「有効性」、「今後の展望」といった点についてより詳細に記述するようにしてください。

なお、㉞㉟いずれの場合も、独自の章は先行する 10 章と異なり、項目立ての指定がありません。すなわち、「現状説明」や「長所・特色」、「問題点」、「全体のまとめ」といった項目立てをとる必要はなく、任意です。ただし、「オプション項目」によった場合はそのことを明示し、また、「評価の視点」を設けた場合はその視点を記載することが必要です。

独自の章を設けて点検・評価した場合、短期大学認証評価においては、評価者は、その内容が「短期大学基準」との関連が深い場合は、該当する基準に基づき、そうでないものは、特に基準によらずピア・レ

※ 「短期大学基準」に基づく「点検・評価項目」のほかに設けた「短期大学が組織的に行っているユニークな取り組み」に関する「点検・評価項目」

《図Ⅱ－6 独自の章における本文構成例》



《表Ⅱ-1 評定基準》

※基準1「理念・目的」において、上記の評定基準を適用する場合は、「理念・目的を実現する取り組みが……」又は「理念・目的の実現に……」の部分は問わない。

(5) 「点検・評価報告書」及び「評定一覧表」の提出時期、形態

① 「点検・評価報告書」の分量

「点検・評価報告書」は、1 ページにつき 40 字×40 行の横書きで、表紙と目次を除いて 100 ページ以内を目安にまとめてください（これより増加してしまう場合は、10 ページを上限としてください。なお、独自に立てる章はこの制限の範囲となりません）。

② 「点検・評価報告書」及び「評定一覧表」の提出形態

提出は、短期大学認証評価実施年度の4月1日までです（詳細は、「Ⅱ. 4. (2) 評価資料の提出」参照）。

提出にあたっては、PDF 形式の電子データ及び印刷物の形態をとってください。電子データについては、「短期大学基礎データ」等の資料とともに、全て一つのメディア（CD 等）に収めてください。印刷物については、「提出資料一覧」（後述）とともに、同一のファイルに綴じて提出してください。綴じる順番は、「提出資料一覧」、「評定一覧表」、「点検・評価報告書」の順とします（提出形態については、「Ⅱ. 3. その他の評価資料の準備」参照）。

3. その他の評価資料の準備

「点検・評価報告書」「評定一覧」とともに短期大学が本協会に提出するその他の評価資料について、それぞれの目的や作成にあたっての考え方、提出形態など作成実務に関して説明します。

(1) その他の評価資料の種類と考え方

1) 短期大学基礎データ

この資料は、短期大学認証評価において最低限必要となる定量的な情報を記載するものです。特に指示がある場合を除いて、各年度とも5月1日が作成基準日です。なお、短期大学基礎データの冒頭及び表ごとに作成にあたっての注意事項を注記しています。

2) 基礎要件確認シート

この資料は、法令要件その他の基礎的な要件について、その充足状況を簡易に表すとともに、「点検・評価報告書」、「短期大学基礎データ」その他の根拠資料のいずれを参照すればそれが客観的に確認できるかを示したものです。作成基準日は、特に指定がない限り短期大学認証評価実施前年度5月1日です。

本シートの持つ上記の性質から、その内容は必ず「点検・評価報告書」、「短期大学基礎データ」その他の根拠資料と関連している必要があります。また、「点検・評価報告書」の根拠として直接用いなかった資料を根拠資料とすることも可能ですが、その場合、必ず「提出資料一覧」に資料を載せるなど、他の資料と同様に扱ってください。

3) その他の根拠資料

「短期大学基礎データ」や「基礎要件確認シート」のほかに、「点検・評価報告書」を根拠づける様々な資料の準備が必要です。資料は、各短期大学の状況に応じ、自己点検・評価の内容に沿って選定することが必要です。資料を選定する際の観点や資料例は、資料3「根拠資料について」に記載しています。したがって、以下では根拠資料全般に通じる基本的な考え方を説明します。

① 基本的な考え方

「点検・評価報告書」に添えられた資料が適切なものであるか否かは、自己点検・評価の妥当性を担保するものであり、極めて重要です。そのため、以下のことに留意して慎重に資料を選定してください。

- ・ 客観的・合理的であること

「点検・評価報告書」の記述に合理性があり、妥当なものであると第三者が了解し得るものでなければなりません。例えば、教育課程の体系性を説明する根拠として、第三者による評価結果を付すなどが考えられますが、そのようにすることで、「体系的である」とする説明に第三者性が加わり、記述の客観

性・合理性が高まります。

- ・ 実績や成果を示す資料を活用すること

根拠資料が第三者にも説得力を持つためには、必要に応じて「実績」を示す資料を用いることが重要です。すなわち、「〇〇といった制度がある」といったことを示す資料や「〇〇に取り組んでいる」といったことを表す資料だけでは、表面的な自己点検・評価でしかなく、十分に適切性を示せない場合があります。そのような場合には、「〇〇に取り組んだ結果、〇〇という結果を得た」ことや、「〇〇の結果を受けて△△を実施するようになった」などの実績や成果を具体的に示す資料も活用し、説得力のあるものとすることが重要です。

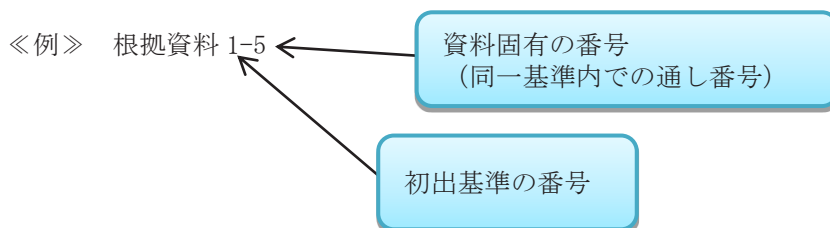
- ・ 資料の数や種類を吟味すること

多数の資料を付すことが、必ずしも第三者に対して短期大学の取り組みを根拠づけることにはなりません。関連はするが直接的な根拠にはなりえない資料を含んでいないかなど、十分に吟味することが必要です。またその上で、資料の秘匿性や、根拠としての重要性といった観点に立って、4月段階で提出する資料と、実地調査時に準備する資料とに整理することも重要です。

② 準備にあたっての一般的な留意事項

根拠資料準備にあたっての一般的な留意事項は下記の通りです。

- ・ 資料には、「点検・評価報告書」本文で言及する順に、下記の方法で資料番号を割り当ててください。章が改まるごとなどに資料番号を割り当て直すことは不要です。初出箇所でも割り当てた資料番号を、全体を通じて使用してください。



- ・ 「短期大学基礎データ」や「基礎要件確認シート」自体には、資料番号を割り当てないでください（「点検・評価報告書」で根拠として言及する場合は、それぞれの表番号を記載してください）。
- ・ 例えば冊子資料のうち、根拠とする箇所がその一部であって冊子全体を根拠資料とする必要がない場合は、根拠箇所に以下の部分を併せた抜粋資料を準備してください。

- | | | |
|----------------------------|------|-----------------|
| ① 表紙 | ② 目次 | ③ 刊行年・刊行者が分かる部分 |
| ④ その他資料の種類、性質を理解するうえで必要な部分 | | |

計算書類（財務諸表）（表Ⅱ－２に挙げた資料）のうち、短期大学認証評価実施前年度のものは、会計監査を経た後に別途提出してください。

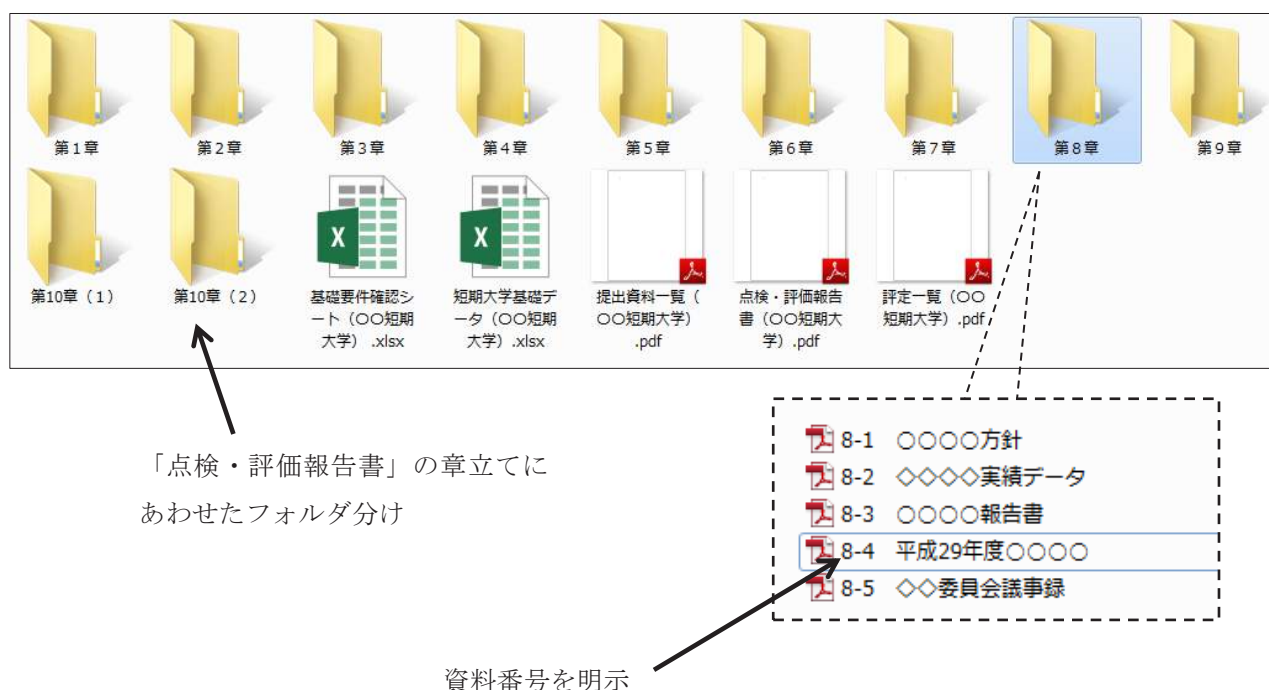
提出形態は電子データを基本とし、資料によっては印刷物の提出も必要です（詳細は、表Ⅱ－３「評価資料の提出時期、形態」参照）。

また、資料の提出にあたっては、「提出資料一覧」（様式９－１）を作成し提出してください。

１）電子データ

４月段階で資料を提出する際には、「短期大学基礎データ」、「基礎要件確認シート」及び「提出資料一覧」は Excel 形式、その他の根拠資料は P D F 形式とし、「点検・評価報告書」及び「評定一覧」とともに同一メディア（C D 等）に収めて提出してください。その際、資料ごとにフォルダを別にし、また資料には資料番号を明記してください。

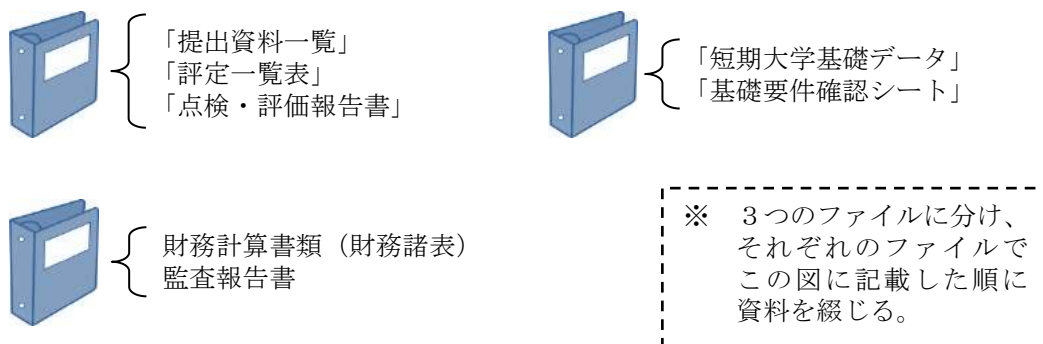
《図Ⅱ－８ 電子データ提出イメージ》



２）印刷物

「短期大学基礎データ」、「基礎要件確認シート」、財務計算書類（財務諸表）、監査報告書及び「提出資料一覧」に限っては、印刷物をあわせて提出してください。印刷物としては、前述の通り「点検・評価報告書」及び「評定一覧」の提出も必要となりますが（「Ⅱ．２．（５）「点検・評価報告書」及び「評定一覧表」の提出時期、形態」参照）、これらの提出形態としては、図Ⅱ－９のようにしてください。

《図Ⅱ－９ 印刷資料提出イメージ》



なお、会計監査終了後に別途提出する監査報告書及び財務計算書類（財務諸表）についても、同様に電子データと印刷物の提出が必要です（部数は表Ⅱ－３のとおり）。

《表Ⅱ－３ 評価資料の提出時期、形態》

資料の種類	4月 ^{※1}		形態		実地調査		形態	
	(電子データ)		(現物(印刷物))		(電子データ)		(現物(印刷物))	
	数		数		数		数	
「点検・評価報告書」	○ (PDF)	全て収めたCD等 16個	○	同一ファイル綴 16部	○ (PDF)	—	○	同一ファイル綴 2部
「評定一覧」	○ (PDF)		○		○ (PDF)		○	
「提出資料一覧」	○ (Excel)		○		×		○	
「短期大学基礎データ」	○ (Excel)		○	同一ファイル綴 16部	○ (Excel)	4月提出と同じデータ 2台のノートPCに準備	○	同一ファイル綴 2部
「基礎要件確認シート」	○ (Excel)		○		○ (Excel)		○	
その他の根拠資料 財務計算書類(財務諸表) 監査報告書	○ (PDF)		○	5部	○ (PDF)		○	2部
上記以外の資料	○ (PDF)		×	—	○ (PDF)		△ ^{※2}	—

※1 短期大学認証評価実施前年度の財務計算書類（財務諸表）及び監査報告書については、会計監査終了後の提出です。

※2 4月に提出することが困難で、かつ電子データによる準備が不適当なもの

実地調査時には、4月提出資料のほかにも提出又は閲覧用に準備が必要となる資料があります（「Ⅱ.5.(2)実地調査への対応」参照）。

4. 短期大学認証評価の申請

(1) 短期大学認証評価申請書の提出

短期大学認証評価を申請する短期大学は、短期大学認証評価実施前年度 11 月 1 日（土日祝日、本協会休業日の場合は、その翌業務日）から 30 日（同じく、その前業務日。以下同じ。）までの間に、「短期大学認証評価申請書」（様式 1）を提出してください。正会員ではない短期大学が本協会の正会員となることを希望する場合は、「正会員加盟申請書」（様式 2）も併せて提出してください。なお、短期大学認証評価実施年度 4 月時点で、完成年度を終了し、さらに 1 年以上を経過していることが短期大学認証評価の申請資格として求められます。

本協会は、申請書の受理後、短期大学に対し、12 月中に申請受理通知とその後の手続等に関する文書を送付します。

なお、やむを得ない理由により申請を取り下げる場合は、「短期大学認証評価申請取下げ願」（様式 3）を短期大学認証評価実施前年度 3 月末日までに提出してください。この期日の後、本協会は、短期大学認証評価に申請した短期大学名を公表します。

(2) 評価資料の提出

短期大学認証評価実施年度 4 月 1 日までに、評価資料（「点検・評価報告書」「評定一覧表」「短期大学基礎データ」「基礎要件確認シート」「提出資料一覧」及びその他の根拠資料）を所定の形態及び数で、本協会に提出してください（「Ⅱ. 3. その他の評価資料の準備」、資料 3「根拠資料について」参照）。評価資料のうち、短期大学認証評価実施前年度の監査報告書及び財務計算書類（財務諸表）については、会計監査終了後、速やかに提出してください。なお、提出後の評価資料の差し替えはできません。

提出期限直前は、各評価事業の資料提出が集中することから、事前に本協会まで到着予定日及び数量をご連絡ください。

提出された評価資料は、評価終了後、本協会がその一部を保存するほかは、外部に流出することがないよう適正に処分します。ただし、希望があれば本協会保存分を除いて返却しますので、提出の際にお知らせください。

(3) 評価手数料の納入

評価資料の受領後、本協会は評価手数料の請求書を送付します。請求書に記載されている指定口座に評価手数料を本協会が指定する期日（5 月末頃）までに振り込んでください。なお、指定する期限までに納入が困難な場合等は、早めに本協会に問い合わせてください。

評価手数料は、正会員短期大学の場合、以下の①及び②の合計額、正会員以外の短期大学（賛助会員短期大学を含む）の場合、①、②及び③の合計額です。なお、①から③の何れにも消費税が加算されま

す。

- ① 基本額 200 万円＋消費税
- ② 設置する学科の数に応じて加算される額^{(※1)(※2)}
1 学科につき 20 万円＋消費税
- ③ 正会員費（年額）の 5 倍に相当する額^(※3)＋消費税

《表Ⅱ－4 正会員費（年額）》

収容定員 1,000 人未満	20 万円	10,000 人未満	80 万円
2,000 人未満	35 万円	15,000 人未満	90 万円
3,000 人未満	50 万円	20,000 人未満	100 万円
5,000 人未満	60 万円	30,000 人未満	110 万円
8,000 人未満	70 万円	30,000 人以上	120 万円

- ※1 短期大学認証評価実施前年度に設置されている学科をもとに算出します。ただし、当該年度に学生募集を停止している学科は、評価手数料の算出基礎となりません。なお、専攻科は評価手数料の算出基礎となりません。
- ※2 二部（夜間）又は通信教育の課程については、同一分野の昼間課程に併設されている場合は、評価手数料の算出基礎となりません。
- ※3 短期大学認証評価を通じて本協会の正会員になることが認められた場合は、短期大学認証評価実施翌年度以降 5 年間の正会員費が免除されます。

評価手数料算出例

学科・専攻科名		収容定員
1	保育学科	150 名
2	英文学科	300 名
3	専攻科保育専攻	10 名
計		460 名

1) 正会員の場合

- ・ ①基本額：200 万円×1.08（消費税）＝216 万円
- ・ ②設置する学科の数に応じて加算される額：
20 万円×2 学科×1.08（消費税）＝43.2 万円

合計 259.2 万円

2) 正会員以外の場合

- ・ ①+②＝259.2 万円
- ・ ③正会員費（年額）の5倍に相当する額：
20 万円（収容定員 1,000 人未満の場合における正会員費の年額）×5×1.08（消費税）
＝108 万円

合計 367.2 万円

5. 短期大学認証評価実施期間の対応

(1) 書面評価期間の対応

提出された評価資料に基づいて、短期大学評価委員会のもとに設置される短期大学評価分科会及び短期大学財務評価分科会が書面評価を行います。なお、この間に本協会を通じて、評価者からの質問や追加資料の要望等が伝えられる場合があります。

(2) 実地調査への対応

1) 実地調査の目的

実地調査は、主に次の目的のために実施されます。

- ・ 短期大学の関係者（学長をはじめとする教職員、学生）との意見交換等を通じて、短期大学の教育研究及び質保証に取り組む姿勢を実際に確認しながら、評価の正確性、妥当性を確保するために必要な情報を収集すること。
- ・ 短期大学のさらなる発展を支援するための有益な意見交換を行うこと。

2) 実地調査の対象キャンパスと実施時期

実地調査は、原則として短期大学の本部が置かれているキャンパスを対象とし、9月下旬（夏期休暇終了後）から10月下旬までの時期に1日半かけて行います。

実地調査実施候補日は、短期大学評価分科会の評価者の氏名・所属とともに、本協会から5月下旬頃に通知します。実地調査の実施日は、通知した候補日をもとに相談のうえ、6月中に決定します。

3) 実地調査の参加者

① 本協会側

評価を担当する短期大学評価分科会の評価者が参加します。必要に応じて短期大学財務評価分科会からも評価者が参加します。また、本協会職員が2名程度同行します。

② 短期大学側

全体面談には、学長のほか、内部質保証の責任者、学科・専攻科長等、本協会側からの質問に責任を持って回答できる教職員が出席してください。また、必要に応じて法人の業務に携わる方の参加をお願いすることがあります。

4) 実地調査の内容

実地調査は以下の内容で構成されます。

《表Ⅱ－5 実地調査のスケジュール例》

1日目		2日目	
13:00～14:30	評価者打ち合せ	9:00～10:00	学生インタビュー
14:30～16:30	全体面談（1）	10:00～11:00	評価者打ち合わせ
16:30～17:30	評価者打ち合せ	11:00～12:00	個別面談（1）
		12:00～13:00	休憩
		13:00～13:45	個別面談（2）
		13:45～14:00	評価者打ち合せ
		14:00～15:30	全体面談（2）
		15:30～17:00	評価者打ち合せ

① 評価者打ち合せ

評価者が各種の打ち合せを行います。また、資料等を閲覧し、評価の正確性を高めるための情報を収集、分析します。

② 全体面談

評価者全員が学長をはじめとする短期大学の責任者と面会し、主に書面評価時に生じた疑問点を解消するためのヒアリングを実施します。

全体面談は、実地調査において各日1回、計2回実施します。初日の全体面談の冒頭に、質保証に関する短期大学の取り組みの概要、今後の計画等の全体像を把握することを目的として、短期大学側のプレゼンテーションの時間を設定します（30分程度）。プレゼンテーションでは、以下のことを中心に説明してください。

- ・短期大学の内部質保証システム
- ・自己点検・評価で明らかになった特徴や課題、改善・向上に向けた計画等

2日目には、質疑の後、将来のさらなる発展のために必要な事項等の意見交換を行います。

③ 個別面談

学科等の部局における個別の取り組み、教育現場に携わる教職員の意見等を確認するためのヒアリン

グを行います。

④ 学生インタビュー

短期大学関係者から幅広く意見を聴き、評価の妥当性を高めるために、学生（原則として訪問対象キャンパスで学習する者）へのインタビューを行います。なお、学生インタビューに教職員が同席することはありません。

⑤ 施設、設備の見学（必要に応じて実施）

短期大学の施設や設備の実際を確認するための見学を行います。評価者が必要と判断した場合のみ実施します。

5) 実地調査前の資料等の準備

本協会は、実地調査の実施 5 週間前までに「評価結果(分科会案)」と実地調査当日のスケジュール(案)を送付します。

これをもとに以下の資料を作成し、実地調査実施日の 10 日前までに本協会に提出してください。なお、これらの資料は、いずれも、書面及び電子データの両方を提出してください。

- ① 「評価結果（分科会案）」（質問事項に対する回答及び「評価結果（分科会案）」に対する見解を記入したもの）
- ② 上記の根拠となる資料（事前提出が可能なもの）
- ③ 「提出・閲覧準備資料一覧」（様式 9-2）
 - ※ 一覧化する対象は、下記です。
 - ・ ②の資料（事前提出せず当日準備する資料を含む）
 - ・ 「点検・評価報告書」の根拠とした資料で 4 月提出を見送り、実地調査時の準備に代えたもの
 - ※ 一覧化するに際しては、事前提出するものなのか、あるいは当日準備するものなのかが分かるようにしてください。
- ④ 「実地調査当日のスケジュール」（様式 13）
- ⑤ 「面談出席者名簿」（様式 14）及び席次表（書式任意）
- ⑥ 「インタビュー参加学生名簿」（様式 15）及び席次表（書式任意）
- ⑦ 見学施設一覧（施設、設備の見学を行う場合のみ。書式任意）
- ⑧ 集合場所までの案内図（書式任意）

6) 実地調査の会場

本協会側出席者の控室（1室）、意見交換会場、学生インタビュー会場をご用意ください。

控室には、前項に示した①～⑦とともに、以下の資料等をそれぞれ2セット準備してください。なお、意見交換会場でも1セット分の資料が利用できるよう、控室の2セットのうちのひとつを持ち運びできる箱等に入れるか、意見交換会場に新たに1セットを用意してください。

- ・ 4月に提出した評価資料（「点検・評価報告書」「短期大学基礎データ」「基礎要件確認シート」「提出資料一覧」及びその他の根拠資料）
- ・ 「点検・評価報告書」の根拠とした資料で4月提出を見送ったもの
- ・ 質問事項に対する回答及び「評価結果（分科会案）」に対する見解の根拠資料のうち、実地調査当日の閲覧となるもの
- ・ 資料閲覧用のノート型パソコン

※ ウェブ上の根拠資料を参照できるように、インターネット接続可能なものが望まれます。

このほか、実地調査中に追加資料の提出又は閲覧を求める場合があります。

7) 実地調査に関わる諸経費

実地調査にかかる本協会側出席者の旅費や昼食代は、本協会が負担します。

(3) 「評価結果（委員会案）」に対する意見申立

本協会は、12月下旬頃に短期大学評価委員会が作成した「評価結果（委員会案）」を送付します。

短期大学は、同案に事実誤認や社会に対して誤解を与えかねない表現等が見られた場合、意見申立を行うことができます。なお、意見申立において斟酌されるのは、原則として実地調査時までに発生した事実に限られます。

意見申立を行う場合は、「短期大学認証評価結果（委員会案）に対する意見」（様式16）を作成して、根拠となる資料及びその一覧(様式9-3)とともに1月の本協会が指定する日までに提出してください。意見に対する回答は、「評価結果」とともに送付します。

(4) 「評価結果」の受領

意見申立を経て短期大学評価委員会が作成した「評価結果（案）」は、理事会における審議を経て、「評価結果」として最終決定されます（2月～3月）。最終決定後、本協会から短期大学に対して、「評価結果」を通知します。評価の結果、本協会の「短期大学基準」に適合していると認定された短期大学には、認定証を交付するとともに認定マークを発行します。

また、本協会は、「評価結果」を認証評価の結果として文部科学大臣に報告するとともに、本協会ホームページを通じて公表します。

なお、10 の基準ごとに付された評価は公表の対象になりません（短期大学に対してのみ通知されます）。

（５）「評価結果」に対する異議申立

短期大学認証評価の結果、「不適合」と判定された短期大学や、判定を「保留」された短期大学は、その判定の取り消しを求めて異議申立を行うことができます。異議申立をする場合は、「評価結果」を受領した日から２週間以内に、「異議申立趣意書」（様式 17）、「短期大学認証評価結果に対する異議申立理由」（様式 18）及びその根拠となる資料を提出してください。

異議が申立てられた場合、短期大学評価委員会とは独立した異議申立審査会が、「評価結果」の判定の基礎となる事実と誤認がないかを審査します。そして、その結果を踏まえ、理事会が「評価結果」を決定します。審査の結果は、短期大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告のうえ、本協会のホームページを通じて公表します。

なお、異議申立審査会が審査の過程で意見聴取又は実地検証を実施した場合、その経費を審査手数料として短期大学に請求します。

6. 短期大学認証評価後の対応

(1) 評価に関わる資料のホームページへの掲載

「評価結果」を受領した後、短期大学は、5月1日までに「評価結果」とともに今回の評価にあたって提出した「点検・評価報告書」を短期大学のホームページに掲載してください。これ以外の評価資料についても、可能な範囲での公表が望まれます。なお、公表にあたっては、個人情報の取り扱いに注意してください。

(2) 「改善報告書」の提出

短期大学認証評価において改善を要する問題が認められた場合、「評価結果」において「是正勧告」又は「改善課題」が提言されます。短期大学認証評価の結果、「適合」の判定を受けた短期大学は、「是正勧告」及び「改善課題」の改善状況を「改善報告書」（様式 19）としてとりまとめ、根拠資料とともに提出してください（評価結果を受領してから3年経過後の7月末まで）。

なお、全ての「是正勧告」及び「改善課題」の改善が完了したなどの理由により、3年を経過しない段階で「改善報告書」を提出することも可能です。その場合は、提出を希望する前年度の1月末までに本協会にご連絡ください。具体的な「改善報告書」の作成方法、提出部数等については、提出年度の4月に書面で通知しますが、報告書の取りまとめにあたっては、下記の点にあらかじめ留意してください。

- ・ 「是正勧告」及び「改善課題」は、問題事項の内容によって異なる提言です。ただし、何れも必ず改善に取り組み、本協会に改善状況を報告することが求められるものです（提言の定義については、表 I－2「提言の定義」参照）。
- ・ 改善を提言された問題について、改善に至っていない場合は、そのことを記述するとともに、改善に向けて今後どのように取り組んでいくかということも記述してください。
- ・ 改善報告書には「短期大学認証評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況」を記載する部分があります（様式 19）。この部分では、改善を提言された個々の問題を一つひとつ取り上げて記述するのではなく、短期大学としてどのように提言を受け止め、どのような体制で、どのように改善に向けた取り組みを進めてきたのか（進めていくのか）を記述し、全学的観点からまとめてください。

短期大学から提出された「改善報告書」に基づき、短期大学改善報告書検討分科会が改善状況の検討を行い、その結果をもとに短期大学評価委員会が「改善報告書に対する検討結果（委員会案）」を取りまとめます。「改善報告書に対する検討結果（委員会案）」は、事実誤認等の有無を確認するために短期大学に送付したのち、短期大学評価委員会における審議及び理事会における審議を経て確定します。確定した「改善報告書に対する検討結果」は、短期大学に対して通知するとともに、本協会ホームページを通じて公表します。「改善報告書に対する検討結果」を受領した後、短期大学は「改善報告書に対する検

討結果」及び本協会に提出した「改善報告書」を短期大学のホームページに掲載してください。

なお、「改善報告書に対する検討結果」には下記の内容が含まれることがあります。

- ・ 改善が不十分と認められる事項について、再度報告を求める場合があります。この要請がなされた短期大学は、次の短期大学認証評価の際に「点検・評価報告書」の所定の箇所に改善状況を記述してください（「Ⅱ．２．（２）．「本章」の内容」参照）。
- ・ 再度報告の対象となる事項が特に重大なもので、不適合又は判定保留に相当する状況の場合は、上記に代えて、改善状況の報告を毎年求めることがあります。この要請がなされた短期大学は、次回短期大学認証評価を申請するまで改善状況を毎年報告してください。

（３）再評価の申請

短期大学認証評価の結果、「保留」と判断された短期大学は、短期大学認証評価実施翌年度から実施３年後までに、改めて「短期大学基準」に適合しているか否かを判定するための再評価を受けなければなりません。再評価の判定は、「評価結果」において改善を要するとして提言された全ての事項（「改善課題」及び「是正勧告」）の改善状況をもとに行います（「再評価結果」の判定が「保留」と判断されることはありません）。なお、上記期間内に再評価を受けなかった場合、判定は「不適合」となります。

再評価を申請する場合は、再評価を希望する前年度の１月末までに「再評価申請書」（様式 20）を提出してください。本協会は、申請書の受理後、申請受理通知と今後の手続、資料の提出部数等に関する文書を短期大学に対し送付します。

その後、再評価を受ける年度の４月末日までに、「評価結果」における「是正勧告」及び「改善課題」の改善状況を「再評価改善報告書」（様式 22）にまとめ、根拠資料とともに提出してください。

再評価の評価手数料は、100 万円（消費税別途）です。評価手数料は本協会の指定する期日までに納入してください。

再評価は、再評価分科会が書面評価とともに必要に応じて実地調査を併せて行い、その結果をもとに短期大学評価委員会が「再評価結果（委員会案）」を取りまとめます。短期大学には、この「再評価結果（委員会案）」に対する意見申立の機会が設けられます（手続等は、「評価結果（委員会案）」に対する意見申立に準じます）。意見申立の機会の後は、理事会における審議を通じて「再評価結果」が最終決定されます（２月～３月）。

最終決定後、再評価結果を短期大学に通知します。また、本協会は、これを文部科学大臣に報告するとともに、本協会ホームページを通じて公表します。なお、再評価を受けた短期大学は本協会に提出した「再評価改善報告書」を短期大学のホームページに掲載することが求められます。

再評価の結果、「不適合」と判定された短期大学は、その判定の基礎となっている事実誤認がある場合、判定の取り消しを求めて異議申立を行うことができます（手続等は、「評価結果」に対する異議申立

に準じます)。

(4) 追評価の申請

短期大学認証評価又は再評価の結果、「不適合」と判定された短期大学は、改めて「短期大学基準」に適合しているか否かの判定を求めて追評価を受けることができます。追評価では、「評価結果」又は「再評価結果」において改善を要するとして提言された全ての事項（「改善課題」及び「是正勧告」）の改善状況について報告を求めますが、判定はこのうち「不適合」の判定の原因となった事項の改善状況をもとに行います（「追評価結果」の判定が「保留」と判断されることはありません）。

追評価を申請できるのは、短期大学認証評価又は再評価を実施した翌年度又は翌々年度のどちらか1度に限られます。

追評価を申請する場合は、指定する期日までに「追評価申請書」（様式 21）を提出してください。本協会は、申請書の受理後、申請受理通知と今後の手続に関する文書を短期大学に対し送付します。

《表Ⅱ－6 「追評価申請書」の提出期日》

短期大学認証評価又は再評価を実施した翌年度に追評価を受ける場合	短期大学認証評価又は再評価を実施した翌々年度に追評価を受ける場合
追評価実施年度の <u>6月1日から30日まで</u>	追評価実施前年度の <u>1月6日から1月31日まで</u>

その後、指定する期日までに、「評価結果」又は「再評価結果」における「是正勧告」及び「改善課題」の改善状況を「追評価改善報告書」（様式 22）にまとめ、根拠資料とともに提出してください。

《表Ⅱ－7 「追評価改善報告書」の提出期日》

短期大学認証評価又は再評価を実施した翌年度の追評価を受ける場合	短期大学認証評価又は再評価を実施した翌々年度の追評価を受ける場合
追評価実施年度の <u>7月末まで</u>	追評価実施年度の <u>4月末日まで</u>

追評価の評価手数料は、70 万円（消費税別途）です。ただし、評価の内容に応じて、30 万円（消費税別途）を上限として金額を上乗せする場合があります。評価手数料は本協会の指定する期日までに納入

してください。

追評価は、追評価分科会が書面評価及び実地調査を行い、その結果をもとに短期大学評価委員会が「追評価結果（委員会案）」を取りまとめます。短期大学には、この「追評価結果（委員会案）」に対する意見申立の機会が設けられます（手続等は、「評価結果（委員会案）」に対する意見申立に準じます）。意見申立の機会の後は、理事会における審議を通じて「追評価結果」が最終決定されます（2月～3月）。

最終決定後、追評価結果を短期大学に通知します。また、本協会は、これを文部科学大臣に報告するとともに、本協会ホームページを通じて公表します。なお、追評価を受けた短期大学は本協会に提出した「再評価改善報告書」を短期大学のホームページに掲載することが求められます。

追評価の結果、「不適合」と判定された短期大学は、その判定の基礎となっている事実誤認がある場合、判定の取り消しを求めて異議申立を行うことができます（手続等は、「評価結果」に対する異議申立に準じます）。